

○東京藝術大学取手校地美術学部協議会内規

〔平成23年2月3日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成28年5月12日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部教授会規則第7条に基づき、美術学部教授会に、取手校地美術学部協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 取手校地美術学部における教育及び学生生活に関すること。
- (2) 取手校地美術学部における施設及び環境に関すること。
- (3) その他取手校地美術学部に関すること。

2 前項各号に掲げるものの他、取手校地美術学部の運営及び将来計画に関する事項を企画立案する。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部長

(2) 共通工房運営委員会委員長

(3) 教授会構成員で日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、美術教育、先端芸術表現及びグローバルアートプラクティスの区分から選出された取手校地担当責任者 各1人

2 教授会構成員が前項第3号の複数の区分に所属する場合、当該教授会構成員は所属するすべての区分から選出されることができる。複数の区分より選出された委員は、当該委員を選出した区分すべての議決権を有するものとする。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第3号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 協議会に委員長を置き、前条第1項第2号及び第3号に定める者の中から学部長が指名する。

2 委員長は協議会を招集し、議長となる。

3 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員長の任期の末日は、委員の任期の末日以前でなければならない。

第6条 協議会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 可決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その

意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際、現に取手校地運営委員会委員であった者は、引き続いて取手校地協議会委員になったものとし、第3条第3号に掲げる者及び委員長の任期は第4条第1項及び第5条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする
- 3 東京芸術大学美術学部取手校地運営委員会内規（平成18年2月28日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年5月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。